

# 河川法の許可申請にあたって

当事務所の管理河川は次の 17 河川です。— 会之堀川、綾瀬川(一部)、一の橋放水路、大落古利根川、大場川、垢川、倉松川、毛長川、第二大場川、辰井川、伝右川、中川(一部)、新方川、隼人堀川、古綾瀬川、古隅田川、元荒川—

洪水から流域を守るため、河川法では河川区域と河川保全区域を指定しており、河川の安全を損なう恐れのある下記の行為には、河川管理者の許可が必要となります。

主な申請内容と許可基準は次のとおりですが、占用等が必要かつやむを得ない場合にのみ許可の対象となります。また、技術的見地から条件が付加されることがあります。

なお、上記の河川のうち太字で表記されている河川は、**埼玉県総合治水事務所(隼人堀川については埼玉県杉戸県土整備事務所が担当)**が改修工事を担当しています。これらの河川について許可申請があった場合、**担当事務所**に合議を行うため、許可までに時間を要しますのでご了承ください。

## 1 河川占用許可(24条)

河川の敷地(民有地を除く)を使用するための許可。通常は工作物設置許可(26条)と一緒に受けることとなります。なお、基本的に公益事業が許可の対象となります。

占用面積は(工作物の最大幅)×(工作物の延長)となります。

占用物件の内容に応じて、占用期間、占用料が異なります。

## 2 工作物設置許可(26条)

河川区域内の土地に工作物を設置する際の許可。河川区域内にある民有地も対象になります。

基本的に、河川に沿った方向で工作物を設置(埋設)することはできません。

なお、河川区域は、増水時に水が流れる場所及び堤防の範囲で設定されています。したがって、河川区域内の民有地に建物を建てる場合、「河川の増水によって家屋に損傷が生じて、賠償を求めない」旨の念書を提出していただくことがあります。

## 3 土地の形状変更許可(27条)

河川区域内の土地を掘削、盛土したり、木を植えたりする際の許可。

上記のような行為は、洪水の流下に支障となり、治水安全上の問題が大きいため、原則的に許可はできません。

堤防上に植樹することも原則的に許可できません。

## 4 河川保全区域での土地の形状変更、工作物設置許可(55条)

堤防等の安全確保のため河川区域の外側に河川保全区域を設定しているのは、次の 9 河川です。一会之堀川、大落古利根川、伝右川、中川、新方川、古綾瀬川、元荒川は 20m。綾瀬川、隼人堀川は 30m—

河川保全区域では、堤防等の安全を守るため掘削、盛土や工作物の設置に許可が必要です。許可の基準は裏面をご参照ください。

この規制は民有地が対象ですが、河川区域から 5 m 以上離れて建築される木造又は軽量鉄骨造(3 階まで)の建物で地盤改良及び杭基礎を伴わないものは申請が不要となる場合があります。

問い合わせ先

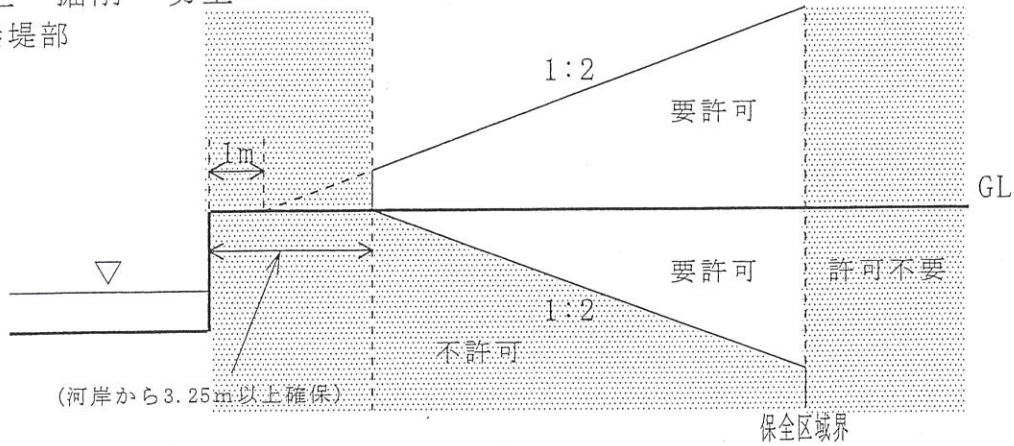
埼玉県越谷県土整備事務所 管理担当

TEL 048-964-5221 FAX 048-964-6584

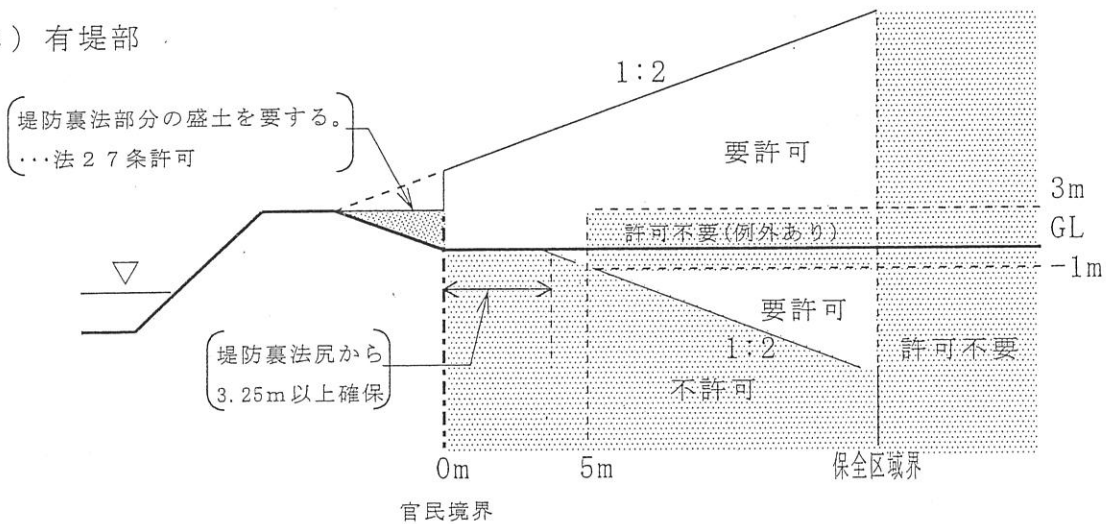
# 河川保全区域の原則的な許可基準 (河川保全区域が20mの場合)

## 1 盛土・掘削・切土

### (1) 無堤部

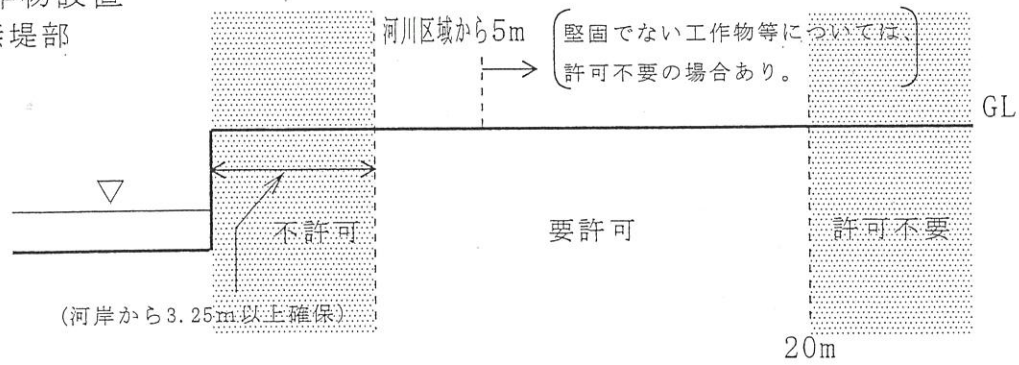


### (2) 有堤部



## 2 工作物設置

### (1) 無堤部



### (2) 有堤部

